

新築住宅取得費補助金のご案内

<移住者対象> 新築、建売住宅・マンションを購入する方に対し、費用の一部を補助します。

県外移住 最大 40～150万円 補助率 1/10

県内移住 最大 20～75万円 補助率 1/10

【補助対象となる世帯】(①～②のいずれかに該当し、③～⑨のすべてを満たす方)

- ① 県外移住世帯 県外から転入し、転入後1年以内の60歳未満の人がいる世帯
- ② 県内移住世帯 県内他市町から転入し、転入後1年以内の60歳未満の人がいる世帯

- ③ 転入前の住所(県外または市外)に1年以上継続して居住していた。
- ④ 転入理由は就学、転勤や赴任などの定住が見込まれない理由によるものではない。
- ⑤ 補助対象となる住宅に5年以上居住する意志がある。
- ⑥ 補助対象となる住宅のある地区で住民と協調(区入り等)ができる。
- ⑦ 補助対象となる世帯全員が前住所地を含めた市町村民税等の滞納がない。
- ⑧ 過去にこの補助金の交付を受けたことがない。
- ⑨ 暴力団員等ではない。

※補助対象者の年齢は事業認定申請日時点 ※子育て世帯:令和5年4月1日において18歳未満の子どもを養育する世帯

【その他の要件】次のすべてを満たすこと

- 自らが居住するための住宅であること。
- 専用住宅または併用住宅(居住部分の割合が全体の1/2以上)または共同住宅であること。
- 玄関・台所・トイレ・浴室・居室があること。
- 耐震基準に適合した住宅であること。
- 居住部分の床面積が50㎡以上(共同住宅は40㎡以上)であること。
- 公共事業に伴う住宅移転補償による住宅取得ではないこと。
- 申請から1年以内に完成すること。(購入物件は、完成日から1年経過していないこと)
- 住宅取得経費が100万円(国・県・市の他の補助金等を除いた額)以上あること。

県外から転入し、1年経過していない
(または転入予定である)
(転入前1年以上県外に居住)

↓ はい

世帯のうち1人以上が60歳未満である

↓ はい

18歳未満の子どもを養育する子育て世帯である

↓ はい

市外から転入し、1年経過していない
(または転入予定である)
(転入前1年以上市外に居住)

↓ はい

世帯のうち1人以上が60歳未満である

↓ はい

18歳未満の子どもを養育する子育て世帯である

↓ はい

対象者区分	県外移住子育て世帯	県外移住世帯
補助率	10分の1	10分の1
基準額	40万円	40万円
市内業者施工加算	10万円	10万円
子育て世帯加算	2倍	-
子ども2人以上加算	3倍	-
最大額	150万円	50万円

対象者区分	県内移住子育て世帯	県内移住世帯
補助率	10分の1	10分の1
基準額	20万円	20万円
市内業者施工加算	5万円	5万円
子育て世帯加算	2倍	-
子ども2人以上加算	3倍	-
最大額	75万円	25万円

<ご注意ください>
 ※賃貸住宅・中古住宅・別荘・店舗は対象となりません。
 ※土地の取得経費及び外構工事等は対象になりません。
 ※事業計画の認定を受ける前に工事着手等した場合は補助対象となりません。工事着手または売買契約の前に手続きが必要です。

【問い合わせ】大洲市移住・定住支援センター ☎0893-57-9989(大洲市役所 5階)

【手続きの流れ】

① **事業計画認定申請** 【申請者】 工事に着手する日または売買契約を締結する日の**7日前までに**、次の書類を提出してください。

- 大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定申請書（様式第1号）
- 事業計画書（別紙1-1）
- 承諾書（別紙2-1）
- 新築工事または取得物件の見積書の写し
- 付近見取り図
- 配置図、求積図・求積表、各階平面図
- 工事着工前または新築物件の現況写真
- 世帯全員分の市税の未納がないことを示す証明書（納税証明書など）
- 1年以上市外に居住していたことが分かる書類
- ＜以下、該当者のみ＞
- 他の制度利用の場合はその制度の申請書等の写し
- （建売住宅のみ）新築完成日から1年以内であることを確認できる書類
- その他市長が必要と認める書類

② **認定通知書交付** 【市】 提出書類等を確認し、認定通知を行います。

※認定通知は補助金の交付を決定したものではありません。

○大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定通知書(様式第2号)を申請者へ通知

③ **工事着手・売買契約締結**

事業の変更・中止等の際は、手続きが必要です。お問い合わせください。

④ **工事完了(工事代金支払い)・住宅購入(代金支払い)、建物登記、住民票異動**

⑤ **補助金交付申請** 【申請者】 事業が完了後、速やかに次の書類を提出してください。
(事業実績報告)

- 大洲市移住・定住促進補助金交付申請書（様式第9号）
- 事業実績書（別紙5-1）
- 誓約書（別紙6）
- 請負契約書または売買契約書の写し
- 工事代金または物件購入の領収書の写し
- 検査済証の写しまたは耐震基準に適合することを示す書類
- 登記事項証明書の写し
- 工事完成写真（新築工事のみ）
- 他の制度利用の場合はその制度の完了報告書の写し
- 住民票の写し（新住所の世帯全員分）
- その他市長が必要と認める書類

【市】 事業が完了したことを確認するため、市の担当者が確認検査を行います。

⑥ **交付決定通知書交付** 【市】 提出書類等を確認し、交付決定を行います。

○大洲市移住・定住促進補助金交付決定通知書(様式第10号)を申請者へ通知

⑦ **請求** 【申請者】 次の書類を提出してください。

- 大洲市移住・定住促進補助金請求書（様式第11号）

⑧ **補助金の交付** 【市】 請求により、補助金を支払います。

【申請・問い合わせ】 大洲市移住・定住支援センター ☎0893-57-9989

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1 ✉iju-teiju@city.ozu.ehime.jp